

平成14年12月11日

熊本県知事 潮谷 義子 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 委員長の署名 押印

平成14年度報告について

本年度再評価審議対象事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別紙のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成14年度報告書

平成14年12月11日

別紙「平成14年度再評価対象事業箇所一覧表」の各事業に対し、平成14年9月17日から平成14年11月22日まで6回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である県に対し下記のとおり意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した8事業19箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

別紙

平成14年度再評価対象事業箇所一覧表

整理番号	事業種類	路線名 地区名等	事業名	事業箇所	委員会 意見
1	道路	国道443号	道路改築事業 (空港西拡幅)	熊本市 益城町	継続
2	同上	国道443号	特殊改良一種事業 (土山バイパス)	益城町	継続
3	同上	国道443号	道路改築事業 (木倉バイパス)	御船町	継続
4	同上	国道445号	特殊改良一種事業 (北中島バイパス)	矢部町	継続
5	同上	国道445号	道路改築事業 (五家荘バイパス)	泉村	継続
6	同上	国道219号	特殊改良一種事業 (多武除拡幅)	球磨村	継続
7	同上	国道388号	特殊改良一種事業 (湯前バイパス)	湯前町 水上村	継続
8	同上	国道266号	道路改築事業 (宮田バイパス)	倉岳町	継続
9	同上	国道389号	道路改築事業 (苓北拡幅)	苓北町	継続
10	同上	一般県道 湯前人吉 自転車道線	自転車道整備事業	湯前町 ～ 人吉市	継続
11	港湾	熊本港	環境整備(廃棄物埋立護岸) 事業	熊本市	継続
12	同上	水俣港	地方港湾改修事業	水俣市	継続
13	海岸	河内港	港湾海岸高潮対策事業	熊本市	継続
14	下水道	球磨川上流	流域下水道事業	球磨郡錦 町ほか 8町村	継続
15	地すべり	室原	地すべり対策事業	小国町	継続
16	農村の 総合整備	網津	農村活性化住環境整備事業	宇土市	継続
17	地すべり	下大多尾	地すべり対策事業	新和町	継続
18	林道	東部小岱山	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	玉名市 南関町	継続
19	同上	岩野白蔵	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	水上村	継続

【議論の概要及び付帯意見】

1. 対象事業に関する意見

(1) 道路：国道443号（空港西拡幅）

(2) 道路：国道443号（土山バイパス）

(3) 道路：国道443号（木倉バイパス）

上記の3事業については、熊本県南部地域から熊本空港へのアクセス道路の整備として重要な事業であり、事業期間の短縮に伴う効果を意識して、早期完成に努めること。

(4) 道路：国道445号（北中島バイパス）

国道445号は、各地域の生活道路であるとともに、地域間の交流促進を図るうえでも重要な道路であることから、事業期間の短縮に伴う効果を意識し、早期完成に努めること。

(5) 道路：国道445号（五家荘バイパス）

国道445号は、各地域の生活道路であるとともに、地域間の交流促進を図るうえでも重要な道路であることから、1工区については、計画的な整備を図り、2, 3工区については、ルートを含めた計画の見直しを早急に行い、事業期間の短縮やコスト縮減に努めること。

(6) 道路：国道219号（多武除拡幅）

国道219号は、高速道路の開通後も依然として大型車が多く、離合が困難な箇所や防災上危険な箇所も多いことから、安全を確保するため、隘路となっている箇所の整備に取り組むこと。

このことから、事業期間の短縮に伴う効果を意識し、早期完成に努めること。

(7) 道路：国道388号（湯前バイパス）

国道388号は、湯前町の中心部を通る生活道路であるとともに、地域間の交流促進を図るうえでも、重要な道路であることから、事業期間の短縮に伴う効果を意識し、早期完成に努めること。

(8) 道路：国道266号（宮田バイパス）

国道266号は、各地域の生活道路であるとともに、水産業等の振興や天草上島の東海岸の観光ルートとしても重要な道路であることから、事業期間の短縮に伴う効果を意識し、早期完成に努めること。

(9) 道路：国道389号（苓北拡幅）

国道389号は、各地域の生活道路であるとともに、天草下島の西海岸の観光ルートとしても重要な道路であることから、進捗率が99%に達していることもあり、一日も早い完成に努めること。

(10) 道路：一般県道湯前人吉自転車道線

この自転車道は、利用者の健康増進に寄与すると共に、球磨地域の観光資源として地域の振興に貢献するものと思われる。

この事業の価値は、完成後にどれだけの人々がこの自転車道を利用するかに懸かっているため、沿線市町村等と協力して、自転車道のPRを図ること。

また、自動車で当地を訪れる利用者のための駐車場やくま川鉄道及びレンタサイクルにより、周辺に点在する名所・旧跡と多角的に連携し、利活用の増進に努めること。

なお、開通後の利用状況等を十分に把握し、事後評価を実施するなど、適切な対応を図ること。

(11) 港湾：熊本港

本港は熊本都市圏を中心とした県北地域の流通拠点として重要な役割を果たしている。

今回対象になった事業は今後の熊本港の整備及び維持のため発生する浚渫土砂の適正処分を目的としている事業であり必要である。

(12) 港湾：水俣港

平成12年4月に重要港湾から地方港湾に港格が変更された本港は、同年5月に特定地域振興重要港湾に選定されている。

今後、本港は主に環境の分野で機能強化を図り、既存の地元産業や平成13年2月に経済産業省、環境省から承認された「水俣エコタウン事業」に基づく新しい環境関連産業を支援する港湾として、その機能充実を図る必要がある。

(13) 海岸：河内港

当箇所は施設の老朽化が著しく、平成11年9月の台風18号以降、高潮に対する住民の防災意識もさらに高まり、早期の完成が望まれていることから、国土保全及び人命財産を保護するため、今後も事業を進める必要がある。

(14) 下水道：球磨川上流

本事業は生活環境の改善や公共用水域の水質改善の観点から、重要な事業であり、その取り組みにあたっては、関連町村との連携を図り、効果的な整備に努めること。また、整備効果を早期に発揮するために、関連町村と共に一層の水洗化率の向上を図ること。

なお、本事業は計画対象区域が広範囲にわたるため、長期化するのはやむを得ない面もあるが、効率的な整備に努めること。

(1 5) 地すべり事業：室原

当該箇所は長期にわたる地すべりにより、人家等への被害を生じており、地すべり災害から人命、財産を守るため、事業の早期整備を図ること。

なお、本事業は動態観測を行いながら対策工を行うため、長期化するのはやむを得ない面もあるが、効率的な対策を検討すること。

(1 6) 農村の総合整備：網津

非農用地・県道用地の創出を含むほ場整備計画について、受益農家の意向の集約・調整が完了していることから、今後は事業の早期完成に向け努力すること。

また、農村生活環境整備により本地域の住環境の向上が図られることを期待すると共に、社会情勢に応じ、優良農地の集団化・流動化による効率的な営農計画をさらに検討していく必要がある。

なお、今後事業を進めるにあたっては、改正土地改良法の平成14年度施行を踏まえ、環境に配慮することを検討すること。

(1 7) 地すべり事業：下大多尾

本地区は地すべりが発生する危険性が高く、これまでに農地、人家、道路等に被害を与えている。そのため、農地・農業用施設・農作物に加え、人家・道路・河川等の地すべり被害を防止するために、事業の早期完成に向け努力すること。

(1 8) 林道：東部小岱山

本地区は県立自然公園に含まれ、過去に多く(39年間で30回)の森林火災が発生した経緯がある。そこで、防火林道としての当林道事業の実施にあたっては、早期消火並びに麓集落への延焼を防止するため、今後ともコスト縮減に十分配慮し、工法等を検討しつつ、早期に事業を完了すること。

(1 9) 林道：岩野白蔵

当林道の施行地は現在、間伐等の森林整備が必要な地域であり、村の基幹産業である林業の生産性を向上させ、森林のもつ水源かん養機能等の増進、地域林業の活性化を図るため、今後とも自然環境の保全、コスト縮減等に十分配慮しつつ、当林道の早期完成を図ること。

平成14年12月11日

城南町長 八幡 紀雄 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 委員長の署名 押印

本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成14年度報告書

平成14年12月11日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成14年9月17日から平成14年11月22日まで6回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	路線・地区名等	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	城南	公共下水道事業	城南町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

下水道：城南町

本事業は、生活環境及び公共用水域の水質改善の観点から、重要な事業であり、今後とも計画的な面整備を行うと共に、各戸からの接続に対する助成制度等の周知を図り、水洗化率の向上に努めること。

平成14年12月11日

泗水町長 松岡 一俊 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 委員長の署名 押印

本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成14年度報告書

平成14年12月11日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成14年9月17日から平成14年11月22日まで6回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	路線・地区名等	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	泗水	特定環境保全公共下水道事業	泗水町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

下水道：泗水町

泗水町は、人口も増加傾向にあり、生活環境及び公共用水域の水質改善の観点から、今後とも計画的な面整備を行うと共に、各戸からの接続に対する助成制度等の周知を図り、水洗化率の向上に努めること。

平成14年12月11日

錦町長 園田 耕輔 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 委員長の署名 押印

本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成14年度報告書

平成14年12月11日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成14年9月17日から平成14年11月22日まで6回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	路線・地区名等	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	錦	特定環境保全公共下水道事業 (球磨川上流流域関連)	錦町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

下水道：錦町

本事業は生活様式の近代化に伴う生活環境の改善や、公共用水域の水質改善に重要な役割を担っている。このため、県・関係町村との連携を図りながら、効率的な整備を進めること。

また、事業効果の早期発揮のため、各戸からの接続に対する助成制度等の周知を図り、水洗化率の向上に努めること。

平成14年12月11日

上村長 淵田 勇一 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 委員長の署名 押印

本年度再評価審議の依頼を受けた貴村所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成14年度報告書

平成14年12月11日

下記の貴村所管公共事業に対し、平成14年9月17日から平成14年11月22日まで6回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴村に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	路線・地区名等	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	上	特定環境保全公共下水道事業 (球磨川上流流域関連)	上村	継続

【議論の概要及び付帯意見】

下水道：上村

本事業は生活様式の近代化に伴う生活環境の改善や、公共用水域の水質改善に重要な役割を担っている。このため、県・関係町村との連携を図りながら、効率的な整備を進めること。

また、事業効果の早期発揮のため、各戸からの接続に対する助成制度等の周知を図り、水洗化率の向上に努めること。

平成14年12月11日

免田町長 植薄 清重 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 委員長の署名 押印

本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成14年度報告書

平成14年12月11日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成14年9月17日から平成14年11月22日まで6回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	路線・地区名等	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	免田	特定環境保全公共下水道事業 (球磨川上流流域関連)	免田町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

下水道：免田町

本事業は生活様式の近代化に伴う生活環境の改善や、公共用水域の水質改善に重要な役割を担っている。このため、県・関係町村との連携を図りながら、効率的な整備を進めること。

また、事業効果の早期発揮のため、各戸からの接続に対する助成制度等の周知を図り、水洗化率の向上に努めること。

平成14年12月11日

多良木町長 那須 孝人 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 委員長の署名 押印

本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成14年度報告書

平成14年12月11日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成14年9月17日から平成14年11月22日まで6回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	路線・地区名等	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	多良木	特定環境保全公共下水道事業 (球磨川上流流域関連)	多良木町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

下水道：多良木町

本事業は生活様式の近代化に伴う生活環境の改善や、公共用水域の水質改善に重要な役割を担っている。このため、県・関係町村との連携を図りながら、効率的な整備を進めること。

また、事業効果の早期発揮のため、各戸からの接続に対する助成制度等の周知を図り、水洗化率の向上に努めること。